

テーマ

55 「陵墓」問題とは何か

白谷 朋世

「陵墓」とは、「皇室典範」の規定に基づき、天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を「陵」、その他の皇族を葬るところを「墓」として、宮内庁が管理しているものである。さらに、被葬者は特定されていないものの、皇族につらなる墓所の可能性をもつ「陵墓参考地」もある。この中には日本の古代史を語る上で欠くべからざる大形古墳が多く含まれている¹⁾。しかし、これらは、「皇室の先祖の安寧と静謐、静安と尊厳を守る」という理由から、現地踏査はもとより遺物の採集や測量・発掘調査等が厳しく制限されており、古墳や国家形成史の研究に対する大きな足枷となっている。つまり、「陵墓」と言う名で括られている文化財を文化財として公開・活用できないということが、「陵墓」問題の基本である。さらに、「陵墓」については、①被葬者の比定や年代観が適切と言えるのか、②宮内庁が管理している範囲が個々の墓域として十分なのか、③現在の陵墓の姿がどの程度本来の形を今に伝えているのか、といった問題が存在する。これに対して、1972年以来、考古学・歴史学・歴史教育学関係者の総意として、宮内庁による墳丘修理などの現状変更工事の見直し、陵墓の墳丘や出土品と併せて陵墓「治定」の経緯・経過を示す資料の公開を求めるといった「陵墓」公開活動が続けられている。しかし、④このように多種多様な問題が存在しているということがあまり知られていないということこそが、最大の問題である。以下に、個々の問題を概観する²⁾。

宮内庁の方針では、陵墓は被葬者の名を冠して呼ぶことになっている。しかし、宮内庁が「古代高塚式陵墓」と位置づけている古墳の被葬者の「治定」にあたって根拠としたのは、八世紀に成立した『古事記』『日本書紀』や、十世紀に天皇陵の所在調査の成果として編纂された『延喜式』の「諸陵式」など、極めて限られている³⁾。現在の陵墓は、明治22(1889)年までに、これらの史料を基にした江戸時代の学知を踏まえて、地元の口碑伝承や各地の陳情も加味する形で「治定」が行われ

たもので、万世一系の皇統譜の創出と連動するモニュメントと言える。このため、実在性の乏しい神武天皇や神代三代の陵も存在しており、本来古墳でないものを新たに「墓所」に造りあげたものが少なくない。また、実在する古墳と史料上の陵墓の数が一致しないことや、史料を如何様にも解釈できることから、考古学的に不適切な比定が行われている例は枚挙に暇がない。さらに、発掘調査によって天皇陵である可能性が高まった今城塚古墳や牽牛子塚古墳などに対して、宮内庁は、「陵誌銘等の確実な資料が発見されない限り陵墓の変更はしない」と、考古学の成果を受け入れない方針を採っている⁴⁾。このように、宮内庁の唱える陵墓の被葬者像と古墳の実態とが合わない事例が多いのも、陵墓問題の重要な要素である。

大形古墳の墳域は、墳丘のみにとどまらず、堀や堤などの施設を含んでいる。しかし、宮内庁の管理は、墳丘と堀の限られた部分のみを対象とするものが大半である。勿論、本来の墳裾は、土師ニサンザイ古墳や西殿塚古墳で知られるように、宮内庁の管理地外に広がっている事例は少なくない。このほか、堀に貯えられた灌漑用水によって墳丘裾が浸蝕を被り、墳丘が一回り小さくなっているものもある。このような古墳では、これ以上の浸蝕を防ぐために、現状維持を目的として布団籠などを設置する護岸工事が施されている。つまり、宮内庁の管理している範囲は本来の墳丘よりも狭い範囲に限られる場合が多く、現在の見かけの大きさは墳丘の本来の大きさと一致しない。三重の堀まで陵墓地とする大仙古墳であっても、外堤や陪塚まで視野に入ると、必ずしも十分な範囲が守られているとは言えないのである。

これと大いに関わることとして、江戸時代以来の陵墓の修陵も見逃せない。元禄年間に陵墓の探索が行われて、陵墓と定められたものには柵や鳥居が設けられた。さらに、幕末の文久年間に、幕府による陵墓の修陵が大々的に行われて、荒蕪状態の墳丘は整然とした前方後円墳や方墳、円墳に

整えられた。これは、中世の陵墓にも及んでおり、小規模な土饅頭・塚であったものが、高い墳丘や周濠をもつ円墳形に改変されたり、本来古墳ではない所を土木工事によって古墳状に造り上げたりしたものが相当数ある。『文久山陵図』には修繕前の現況と修陵後の図が収められており、驚くほど陵墓の姿が変わった様子がうかがえる。つまり、現在見ることの出来る陵墓の姿は、基本的にはこの時期に再整備された形であって、古墳の当初の形や、経年変化によるものではないのである。さらに、陵墓の荘厳化は、昭和前期まで継続しており、今見られる墳丘や堀の姿が、本来のものとは異なる可能性が多分にある。また、現在満々と水を湛える堀は、近世以降に古墳の堀を貯水池として利用するため、堤上に大量の盛土を行った結果であり、古墳築造当初からの姿でないことが次々に明らかになっている。

しかし、こういった問題点が、果たしてどれだけ広く認識されているだろうか。30余年の陵墓公開活動の成果として、極めて限られた人数ながら漸く陵墓の墳堀への立入観察が認められるようになり、2013年2月には、最古クラスの前方後円墳である箸墓古墳・西殿塚古墳で立入観察が実施された。考古学界ではこの二基の古墳の被葬者として、卑弥呼や台与あるいは二人の間に立った倭国王（男王）などが候補に挙げられることが多く、この点に着目したマスコミによって、「箸墓古墳の被葬者は誰なのか」について、大々的な報道がなされた。関心の高さがうかがわれる一方で、「ロマン」「ミステリー」いった装飾語をつけて、立入観察の成果をセンセーショナルに煽る報道も見られた。また、旅行のガイドブックや地域史の解説書には、宮内庁の「治定」した被葬者名がそのまま使われており、あたかもその人物の時代の構築物が当時の姿をそのまま保っているような記述が少なくない。このように、こういった問題が存在しているのかが十分には知られていないのである。

ところで、近年、古市古墳群・百舌鳥古墳群の世界遺産登録を目指す動きが加速している。真实性や公開性、バッファゾーンの問題などが山積しているが、墳丘の範囲・規模・年代等に迫る調査が続く、両古墳群についての理解が急速に深まっ



立入観察時の箸墓古墳拝所

ている。しかし、ここに来て、各構成資産の名称という新たな問題が浮上している。各自治体が世界遺産登録を文化庁に提案した時点では、「応神陵（誉田御廟山古墳）」のように、地名に由来する呼称が並記されていた。だが、2010年度に世界遺産暫定一覧表への掲載が決定してからは、「〇〇天皇陵古墳」「〇〇皇后陵古墳」という表記のみが用いられるようになり、「天皇陵」「皇后陵」を前面に押し出す形で世界遺産登録を目指す形に変わってしまった。約40年前に、あたかもその天皇が葬られていることが真実であるような錯覚からの脱却を目指して、森浩一が提唱した地名に即した古墳名称は、教科書などにも反映され、一般にも徐々に浸透してきたが、これまでの蓄積を無視した揺り戻しが起きており、陵墓公開活動そのものを無に帰しかねない事態となっている。

註

- 1) 陵墓等は、近畿地方を中心に分布しており、陵が188、墓が553ある。さらに、分骨所・火葬塚・灰塚など陵に準ずるもの42、髪歯爪塔など68、陵墓参考地46があり、古墳だけでなく、伏見城や多聞城などの城跡も含まれる。
- 2) 多くの論考を参考にしたが、紙幅の都合で省略した。
- 3) これらは同時代史料でない上に、『日本書紀』に応神天皇陵の記載がないなど、多くの不備や疑問点がある。
- 4) 幕末から明治前半には、天武・持統合葬陵が鎌倉時代の盗掘記録をもって見瀬丸山（五条野丸山）古墳から野口王墓古墳に治定替えされるなど、何度も陵墓の治定替えが行われている。それだけに、治定替えはあり得ないとする現在の宮内庁方針は、一九世紀よりも硬直化・退行したものと言わざるを得ない。